

大福障第604号  
令和5年3月17日

各障害福祉サービス等事業所 運営法人代表者 様

大津市障害福祉課長

### 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について

平素は、本市の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
令和5年度（令和5年4月サービス提供分から令和6年3月サービス提供分）において、**福祉・介護職員等（特定）処遇改善加算およびベースアップ等支援加算**の適用を希望される場合は、下記により令和5年度計画書を提出願います。

なお、計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日付け障障発0310第2号）を御確認ください。

### 記

#### 1. 提出書類

- ・別紙様式2-1 計画書\_総括表
- ・別紙様式2-2 個表\_処遇
- ・別紙様式2-3 個表\_特定（特定処遇改善加算を取得する場合のみ）
- ・別紙様式2-4 個表\_ベースアップ（ベースアップ等支援加算を取得する場合のみ）
- ・職員分類の変更特例に係る報告（該当の場合のみ）

※書類の提出漏れが無いよう、必ずチェックをお願いします。

- ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」

※処遇改善加算等を新規に算定または区分を変更する場合には計画書に併せて、上記の届出書を提出すること。

#### 2. 提出期限

令和5年4月15日（土）※当日消印有効の取扱とします。

#### 3. 提出方法

郵送

#### 4. 留意事項

- ・事業所の指定権者が滋賀県と大津市にまたがる法人にあつては、①指定権者が滋賀県の事業所と②指定権者が大津市の事業所に分けて作成の上、①については滋賀県（県庁障害福祉課）へ、②については大津市(当課)へ提出してください。
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。
- ・根拠資料については、「届出に係る根拠資料について」の各項目にチェックいただくことで保管されていることの確認に代えますので原則提出は不要です。
- ・別紙様式 2-1 総括表 8 ページ目にある「(確認用) 提出前のチェックリスト」の各項目に「×」がないか提出前に確認し、このチェックリストを含めて提出してください。（「×」がある場合は当該項目の記載を修正してから提出すること。）
- ・令和5年度計画書から様式が大幅に変更されておりますので、添付している様式を必ず使用してください。（令和4年度以前の様式を使わないでください。）

大津市障害福祉課  
管理係 担当 南  
T E L : 077-528-2696  
E-mail : otsu1408@city.otsu.lg.jp